



## 覚書

10-5

需調発第28号

平成10年9月3日

農林水産省畜産局畜産経営課長

永村 武美



労働省職業安定局業務調整課民間需給調整事業室長 東

明洋



農林水産省及び労働省は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（以下「本法」という。）の閣議決定に際し、下記の事項を確認する。

### 記

酪農ヘルパー事業については請負であり、このような一定の畜産経営の業務を委託者から請け負い、これを遂行するために自己の雇用する労働者を自己の指揮命令の下に労働させる業務処理請負事業については、本法に規定する労働者派遣事業には該当しないものであること。